

受理番号及び 受理年月日	所 管	件 名 及 び 要 旨	提 出 者
25 年－ 14 (25. 8.21)	福祉保健	<p><b>アルコール健康障害対策基本法（仮称）の制定を求める意見書の提出について</b></p> <p><b>▶陳情の理由</b>  アルコール飲料は、古くから国民生活の中に存在し、暮らしに潤いを与え、人間関係の円滑化を図るものとして親しまれてきた。  一方で、アルコール飲料の過度な摂取は、肝臓病等の臓器の疾患、生活習慣病、アルコール依存症等の原因となって本人の身体や精神を蝕むだけでなく、家族や社会にまで深刻な影響を及ぼしている。また、飲酒運転や暴力事件の誘因となり、社会問題化している。  国際的には、世界保健機関（WHO）が、平成 22 年に「アルコールの有害な使用を低減する世界戦略」を全会一致で採択し、「国が適切な行動をとれば、アルコールの有害な使用は低減できる」として、加盟国に施策の推進を求めており、世界の他の国々では次々と対策が打ち出されている。  しかし、我が国では、アルコールによる心身の健康障害や、アルコールに関連して生じる暴力、飲酒運転等の問題が、個人だけでなくその家族、社会に取り返しがつかない損害を与える危険性が高い喫緊の課題であるにも関わらず、総合的な施策を定めた法律がないなど、十分な対策が講じられていないのが現状であり、非常に遅れている。  以上の理由から、貴議会におかれては、アルコールに係るこれらの問題についての対策を総合的かつ計画的に推進し、国民の健康を保護するとともに、安心して暮らすことのできる社会の実現に資するため、「アルコール健康障害対策基本法（仮称）の制定を求める意見書」を国に提出されるよう要望する。</p> <p><b>▶陳情の要旨</b>  国に対し、「アルコール健康障害対策基本法（仮称）の制定を求める意見書」を提出すること。</p>	NPO法人 鳥取県断酒会 理事長 杉原雄嗣 （西伯郡大山町富長 70 番地）